

報告第7号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月31日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成30年7月12日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方 滋賀県長浜市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載していません。

- 2 事件名 飛石による自動車の破損

- 3 事件の概要

平成30年5月27日午前8時30分頃、米原市役所近江庁舎において、職員が草刈機にて除草中、飛石により相手方が所有する車両の後部の窓ガラスを破損させた。

- 4 損害賠償の額

金89,440円とする。

平成30年7月12日

米原市長 平尾道雄